

横浜植物防疫所札幌支所交渉
(全農林労働組合北海道地方本部苫小牧分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年8月13日(金) 17:30~17:40(10分)
2. 場 所：北海道農政事務所 地域第九課会議室
3. 出席者：

横浜植物防疫所札幌支所	瀨砂 武久	支所長
同	氏家 吉夫	支所次長

全農林労働組合

北海道地方本部苫小牧分会	柏原 真治	執行委員長
同	佐々木 裕一	書記長
同	中川 寛章	執行委員

4. 議 題：職場における超過勤務縮減策を維持・強化することについて
(全農林労働組合北海道地方本部苫小牧分会提出 別添「要求書」)

5. 議事概要

○次長：それでは、2010年月6月29日付けをもって、全農林労働組合北海道地方本部苫小牧分会執行委員長から提出されました「交渉申入書」に基づく「09全農林苫小牧分会要求3号 要求書」に対する回答を行います。

回答は、労務管理担当者である横浜植物防疫所札幌支所長から行います。

それでは、瀨砂支所長宜しくお願いいたします。

○支所長：回答に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決められた事項を報告します。予備交渉では、全農林北海道地方本部苫小牧分会から提出された要求事項が、1つ目として、国家公務員法108条の5第4項の規定に基づく権限内事項であること。2つ目として、同第3項の規定による管理運営事項に該当しないこと等を踏まえて検討した結果、要求書の1及び2につきましては、これらの要件を満たさないことから、交渉の対象とならないこととして整理されたところです。要求書の「3. 職場における超勤縮減策を維持・強化すること。」は、交渉の対象事項とされました。

今回の交渉は、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」の策定以降、苫小牧分会とは、初めての交渉となりますけれども、基本方針を定めるに至った経緯を十分に認識し、基本方針の趣旨を遵守しながら交渉を行いたいと考えて

います。

それでは、御説明をさせていただきます。

要求事項の3の「超過勤務縮減対策について」ですが、超過勤務が長時間かつ継続することは、職員の心身の健康や福祉に影響を及ぼすおそれが生じることと考えています。超過勤務縮減は、仕事と生活の調和を図る観点からも重要性が高く、喫緊の課題と考えております。

当職としましては、超過勤務の実施状況をよく把握し、支所、出張所を含め、特に、長時間の超過勤務が連続する職員については、「超過勤務縮減対策検討委員会」を開催しまして、必要に応じて該当職員を交えた検討を行い、必要な対策を講じて縮減に努めているところです。

本検討委員会は、昨年、札幌支所で開催しましたが、室・苫出張所では超勤時間が平成21年度及び22年度ともに少ないことから、これまで開催した事例はありません。

室・苫出張所における超勤については、出張所の業務管理と勤務管理を行っている出張所長が、超勤の必要性を判断し超勤命令を行っていますが、その際、出張所長は、業務内容を精査し、事前命令を徹底するように対応しているところです。

また、当職から出張所長に対しまして、一部の職員に業務負担がかからないよう業務量の調整を行うなど、可能な限りの配慮をお願いしているところです。

札幌支所全体の取組みとしましては、毎週水曜、金曜日の定時退庁日には、管理職等による声かけを実施しております。出張所においても、出張所長による呼びかけ等の取組みを進めているところです。

なお、札幌支所では、室・苫出張所職員も参加していただく月例会で、また、出張所長に対しては電話、メール等でワーク・ライフバランスの重要性、超過勤務縮減のための計画的・効率的な業務の実施についての工夫をお願いしているところです。

今後も引き続き、このような対策を積極的に講じて行きたいと考えています。以上でございます。

○次長：ただ今の説明につきまして、何かご質問がありましたら承ります。

○分会委員長：声かけ等を含めて、超勤縮減について気を使っていたいていと理解しているところです。21年、22年に限って言えば、室蘭・苫小牧出張所に限っては、大きな超勤は発生していないという実態ではありますが、現在の取組みを今後も継続していただき、後退することのないよう宜しくお願い

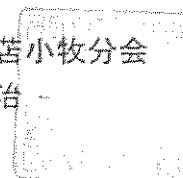
たします。

○次長：それでは、これもちまして、本日の交渉は終了させていただきます。
ありがとうございました。

09全農林苫小牧分会要求3号
2010年 8月13日

横浜植物防疫所札幌支所
支所長 濱 砂 武 久 殿

全農林労働組合北海道地方本部苫小牧分会
執行委員長 柏 原 真 治



要 求 書

私たちの雇用、賃金、労働条件は、総人件費削減政策、国の出先機関見直しなどの公務を巡る厳しい情勢にあります。国民の期待に応えていくためには、雇用の安定と公務員に相応しい労働条件が確保されなければなりません。

本年の賃金・労働条件改善にあたっては、公務員労働者の賃金を維持・改善することはもとより、雇用と年金を接続するための高齢者雇用施策の確立、非常勤職員等の処遇と雇用のあり方の抜本的改善などが重要課題となっています。

このようななか私たちは、職場における諸課題を整理し、下記要求事項として取りまとめました。いずれの項目も組合員にとって切実かつ喫緊の課題です。貴職におかれては、その実現に向け最大限の努力を行うよう要求します。

記

1. 女性職員も増加していることから、安心して働き続けられる職場環境の整備を図ること。とりわけ更衣室等の環境整備をすすめること。
2. 人事評価制度の実施に伴う検証を行ない、より良い制度の構築に向け、意見反映を行なうこと。
3. 職場における超過勤務縮減策を継続・強化すること。

以 上